

損害賠償及び和解に関する件

令和8年（2026年）2月12日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、訴訟外の和解をするものとする。

記

1 相手方

江別市在住者

2 事故の概要

(1) 令和6年7月28日、札幌市南区真駒内において、本市が管理する路傍樹が倒壊し、道路を走行していた相手方の運転する自動車に衝突した。

※ この事故は、令和7年第2回定例市議会議案第28号と同一の事故である。

(2) これにより、相手方は、外傷性頸部症候群等の傷害を負い、約3か月間、通院するとともに、休業した。

3 損害賠償の額

1, 161, 415円

(理 由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。